



長野県報

7月9日(木)
平成21年
(2009年)
第2081号

目次

条 例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	3
長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（人事課）	3
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	8
資金積立基金条例の一部を改正する条例（長寿福祉課）	9
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（医療政策課）	10
長野県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画課）	10
長野県青年の家設置条例の一部を改正する条例（文化財・生涯学習課）	10
長野県少年自然の家設置条例の一部を改正する条例（文化財・生涯学習課）	12

規 則

長野県職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	14
---------------------------------------	----

告 示

平成21年3月31日専決処分した平成20年度補正予算の要領（財政課）	15
平成21年7月3日成立した平成21年度補正予算の要領（財政課）	16
公共測量の実施（建設政策課）	17
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	17

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（情報統計課情報システム推進室）	18
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	18
一般競争入札（道路管理課）	18
市街地再開発組合の定款の変更の認可（都市計画課）	19
土地改良事業の施行の同意（農地整備課）	20
土地改良区連合役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	20
土地改良区役員の就退任の届出（3件）（農地整備課）	20
土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	21
土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	21
一般競争入札（交通政策課）	21
特定調達契約に係る一般競争入札（人材育成課）	22
一般競争入札（2件）（高校教育課）	23

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 平成20年度の人事委員会報告に基づき、職員の1日の勤務時間を8時間から7時間45分に短縮するため、次に掲げる条例について所要の改正を行うこととしました。
 - (1) 一般職の職員の給与に関する条例
 - (2) 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例
- 2 この条例は、平成21年10月1日から施行します。

◇ 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 退職手当の返納事由の拡大等、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設けるほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、個人県民税について住宅ローン特別控除制度を創設するほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成22年1月1日（一部の規定は、公布の日、平成22年4月1日、平成23年1月1日）から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 国の経済危機対策における介護職員の処遇改善、介護施設の緊急整備、自殺対策の強化及び森林・林業の再生のための施策の実施に伴い、基金の造成を図ることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改めることとしました。
- 2 この条例は、平成21年9月1日から施行します。

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第36号）

- 1 長野県鳥川溪谷緑地の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者に管理を行わせる都市公園等に長野県鳥川溪谷緑地を追加することとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 長野県青年の家設置条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 青年の家の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲等を定めるとともに、受益者負担の適正化を図るため、宿泊施設、キャンプ場、研修室及び体育館について利用料金を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 長野県少年自然の家設置条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 少年の家の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲等を定めるとともに、受益者負担の適正化を図るため、宿泊施設、キャンプ場、研修室及び体育館について利用料金を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

条 例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年7月9日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第31号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第5条」を「第4条第2項」に改める。

第28条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「40時間」を「38時間45分」に、「16時から32時まで」を「15時間30分から31時まで」に改め、同条第4項中「40時間」を「38時間45分」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第9項中「2分の1」を「おおむね2分の1」に改める。

第4条を次のように改める。

(休息时间)

第4条 任命権者は、公務に支障のない限りにおいて、人事委員会の定めるところにより、第2条第1項ただし書に規定する特別の勤務に従事する職員及び第15条に規定する職員について、所定の勤務時間のうちに休息時間を設けることができる。

2 前項の休息時間は、第2条又は第15条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)に含まれるものとする。

第5条中「第2条又は第15条の規定による勤務時間(以下「」及び「という。)」を削る。

第14条第1項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号及び第2号中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

第13条第1項の表の第28条第1項の項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第14条中「得た額」の次に「(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

第18条第1項の表の第28条第1項の項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後において

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務(次項において「育児短時間勤務」という。)をするため、同条第3項の規定による承認又は同法第11条第2項において準用する同法第10条第3項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても当該承認を請求することができる。

3 この条例の施行の際現に育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

4 この条例の施行の際現に地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員及び施行日において同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の施行日以後における勤務の日及び時間帯は、同法第10条第1項各号に適合するように任命権者が定めるものとする。

(長野県学校職員の給与に関する条例等の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「第5条」を「第4条第2項」に改める。

(1) 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第4条第1項

(2) 長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)第5条第1項

(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年長野県条例第58号)第5条第1項

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年長野県条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

人 事 課

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年7月9日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第32号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の2」を「第2条の3」に、「第2条の3」を「第2条の4」に、「第4章 雑則(第11条—第14条)」を「第4章 退職手当の支給制限等(第11条—第18条)」に改める。

第5章 雑則(第19条・第20条)

第2条第2項を削る。

第2条の3を第2条の4とし、第1章中第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と

同様の事情にあつた者を含む。)

- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次の各号に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「その者の都合により退職した者(」を削り、「同じ。)」の次に「によらず、その者の都合」を加え、「を除く」を「(第12条第1項各号に掲げる者を含む)」に、「は、同項」を「は、前項」に改める。

第5条の2第2項中「第2条第2項、第7条の2第4項又は第13条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「支給に」を「退職手当に」に、「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職」を「第7条第8項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職又は死亡」に改め、同項第11号中「第7条の2第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第12号中「第7条の2第2項」を「第8条第2項」に改め、同項第13号中「第7条の2第3項第1号」を「第8条第3項第1号」に改め、同項第14号中「第7条の2第3項第2号」を「第8条第3項第2号」に改め、同項第15号中「第7条の2第3項第3号」を「第8条第3項第3号」に改め、同項第16号中「第7条の2第3項第4号」を「第8条第3項第4号」に改め、同項第17号中「第7条の2第3項第5号」を「第8条第3項第5号」に改め、同項第18号中「第7条の2第3項第6号」を「第8条第3項第6号」に改める。

第6条の4第4項第1号中「退職し、又は死亡」を「退職」に、「でその勤続期間が」を「のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のもの又は死亡した者で、その勤続期間が5年以上」に改め、「(次号に掲げる者を除く。)」を削り、同項第2号中「退職し、又は死亡」を「退職」に、「でその勤続期

間が4年以下のもの及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年」を「のうち自己都合退職者以外のもの又は死亡した者で、その勤続期間が1年以上4年」に改め、同項に次の3号を加える。

- (3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のもの又は死亡した者で、その勤続期間が零のもの 零
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

第7条第2項中「場合」の次に「(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)」を加え、同条第6項第1号中「第13条」を「第19条第2項」に改める。

第7条の3及び第8条を削る。

第7条の2の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とし、同条を第8条とする。

第10条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当(以下「」及び「」という。)」を削る。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 退職手当の支給制限等

第11条を次のように改める。

(定義)

第11条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この章において同じ。)又は死亡の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会が定める機関)をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職又は死亡後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職(当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職)を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関(当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及びこの章の規定に基づく処分の性質を考慮して人事委員会が定める機関)をいう。

第11条の2を削る。

第12条を次のように改める。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者(当該退職した者が死亡したときは、その退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の人事委員会が定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 懲戒免職等処分を受けて退職した者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在を知ることができないときは、当該処分の内容を県報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第14条を第20条とする。

第13条の見出しを「(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)」に改め、同条中「条例」の次に「の規定」を、「退職手当は」の次に「、」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

一般職の職員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び一般職の職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条に次の3項を加える。

3 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、知事が人事委員会と協議して定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて一般職の職員となった者(知事が人事委員会と協議して指定する者を除く。)が退職し、退職の日又はその翌日に特別職の職員等となったときは、第2条第1項の規定にかかわらず、その退職に伴うこの条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条を第19条とする。

第12条の2及び第12条の3を削り、第12条の次に次の6条及び章名を加える。

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職した者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職した者に対しまだその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当する

ときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡した者の遺族(退職した者がその退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したこと又は当該死亡した者の遺族がその死亡に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職又は死亡に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、

当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額を支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職した者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職した者に対しまだその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職した者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額を支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する人事委員会が定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 死亡した者の遺族（退職した者がその退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したこと又は当該死亡した者の遺族がその死亡に係る一般の退職手当等の額を支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額を支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前

項第3号に該当するときは、当該退職又は死亡に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する人事委員会が定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職した者の退職手当の返納）

第15条 退職した者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、第12条第1項に規定する人事委員会が定める事情のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職した者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条第1項及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職した者が基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職した者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在职期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職した者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）におけるその退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 長野県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第16条 死亡した者の遺族(退職した者がその退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したこと又は当該死亡した者の遺族がその死亡に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職又は死亡に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職又は死亡の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する人事委員会が定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 長野県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職した者又は死亡した者の遺族に対し、その退職又は死亡に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職又は死亡の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職又は死亡に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職又は死亡の日から6月以内に、当該退職した者又は死亡した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職した者又は死亡した者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職又は死亡の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する長野県行政手続条例第16条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職又は死亡に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者又は死亡した者が当該退職又は死亡に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までに

おいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職した者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する人事委員会が定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の人事委員会が定める事情を勘案して定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 長野県行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(人事委員会の意見聴取)

第18条 退職手当管理機関は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分(以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。)を行おうとするときは、人事委員会の意見を聴かなければならない。

2 人事委員会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項か

ら第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 人事委員会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第5章 雑則

附則第13項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附則第15項中「第2条の3から」を「第2条の4から」に改める。

附則第23項中「を除く」を「(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)を除く」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野県職員退職手当条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職及び死亡に係る退職手当について適用し、同日前の退職及び死亡に係る退職手当については、なお従前の例による。

(長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第7条の2」を「第8条、第19条第3項及び第4項」に改める。

附則第6項中「第3条第1項(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。)」を「第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」に改める。

附則第9項中「第2条の3から」を「第2条の4から」に改める。

附則第14項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

4 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年長野県条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第2条の3から」を「第2条の4から」に改める。

附則第3項中「第7条の2第1項から」を「第8条第1項から」に改める。

人 事 課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年7月9日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第33号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のよう

に改正する。

第144条第1項中「、実施計画」を「又は実施計画」に改め、「又は移転に関する計画の認定の日」を削り、同項の表の過疎地域の項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

第144条の2中「平成21年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附則第4条の4第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同項第3号中「、第41条の19の2若しくは第41条の19の3」を「若しくは第41条の19の2から第41条の19の5まで」に改め、同条第3項中「(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第4条の4の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第21条及び第21条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項若しくは第5項若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18若しくは第41条の19の2から第41条の19の5まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村

長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第21条の2及び第21条の3の規定の適用については、これらの規定中「及び第21条の5」とあるのは、「、第21条の5及び附則第4条の4の2第1項」とする。

附則第5条第2項中「附則第4条の4第1項」の次に「、附則第4条の4の2第1項」を加える。

附則第6条の2第2項第1号中「、附則第4条の4第1項」の次に「、附則第4条の4の2第1項」を加え、「、第21条の2」を「、第21条の5第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第6条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第21条の2」に、「及び附則第4条の4第1項」を「、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項」に改める。

附則第7条第3項第3号中「、附則第4条の4第1項」の次に「、附則第4条の4の2第1項」を加え、「山林所得金額及び」を「山林所得金額並びに」に、「及び附則第4条の4第1項」を「、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項」に改める。

附則第9条第1項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、同条第3項第3号中「、附則第4条の4第1項」の次に「、附則第4条の4の2第1項」を加え、「山林所得金額及び」を「山林所得金額並びに」に、「及び附則第4条の4第1項」を「、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項」に改める。

附則第10条第3項中「第35条まで」を「第35条の2まで」に、「第37条の9の4まで」を「第37条の9の5まで」に改める。

附則第11条第4項第3号中「、附則第4条の4第1項」の次に「、附則第4条の4の2第1項」を加え、「山林所得金額及び」を「山林所得金額並びに」に、「及び附則第4条の4第1項」を「、附則第4条の4第1項及び附則第4条の4の2第1項」に改める。

附則第11条の2第2項中「第37条の10第4項」を「第4条の4第3項、第37条の10第4項」に改める。

附則第11条の2の2の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第1項中「いう。」の次に「又は同項に規定する特定保有株式(以下この項において「特定保有株式」という。)」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加える。

附則第11条の3第1項中「又は」を「、譲渡所得又は」に改め、「、当該事業所得」の次に「、譲渡所得」を、「事業所得の金額」の次に「、譲渡所得の金額」を加える。

附則第12条中「、各連結事業年度分又は各計算期間分」を「又は各連結事業年度分」に改める。

附則第23条第1項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 長野県県税条例附則第4条の4第1項の改正規定(「この条

の次に「及び次条」を加える部分に限る。)、同条の次に1条を加える改正規定、同条例附則第5条及び第6条の2の改正規定、同条例附則第7条第3項第3号の改正規定(「山林所得金額及び」を「山林所得金額並びに」に改める部分を除く。)、同条例附則第9条第3項第3号の改正規定(「山林所得金額及び」を「山林所得金額並びに」に改める部分を除く。)、同条例附則第11条第4項第3号の改正規定(「山林所得金額及び」を「山林所得金額並びに」に改める部分を除く。)並びに同条例附則第11条の2の2の改正規定 平成22年1月1日

(2) 長野県県税条例附則第4条の4第1項第3号及び第3項、第9条第1項、第10条並びに第11条の2の改正規定並びに次項の規定 平成22年4月1日

(3) 長野県県税条例附則第11条の3の改正規定 平成23年1月1日

(4) 前3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

2 この条例による改正後の長野県県税条例(次項において「新条例」という。)附則第4条の4第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

(課税免除等に関する規定の適用)

3 新条例第144条第1項(過疎地域に係るものに限る。)、第144条の2及び附則第23条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

税 務 課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年7月9日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第34号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県福祉基金の項の次に次のように加える。

長野県介護職員 処遇改善等臨時 特例基金	介護職員の処遇 改善等を図る。	介護職員の処遇改善等に 要する費用の財源に充て る。
長野県介護基盤 緊急整備等臨時 特例基金	緊急に介護施設 の整備等を図る。	緊急に介護施設の整備等 を行うために要する費用 の財源に充てる。

別表の長野県妊婦健康診査支援臨時特例基金の項の次に次のように加える。

長野県自殺対策 緊急強化基金	緊急に自殺対策 の強化を図る。	緊急に自殺対策を強化す るために要する費用の財 源に充てる。
-------------------	--------------------	--------------------------------------

別表の長野県森林づくり県民税基金の項の次に次のように加える。

長野県森林整備 加速化・林業再 生基金	森林整備の加速 化及び林業の再 生を図る。	森林整備の加速化及び林 業の再生に要する費用の 財源に充てる。
---------------------------	-----------------------------	---------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長寿福祉課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年7月9日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第35号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の15の項中「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に、「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に改める。

附 則

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

医療政策課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年7月9日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第36号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例(昭和41年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第20条中「長野県烏川溪谷緑地以外の」を削る。

第26条第2号中「及び長野県若里公園」を「、長野県若里公園及び長野県烏川溪谷緑地」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 長野県烏川溪谷緑地に係るこの条例による改正後の長野県都市公園条例(以下「新条例」という。)第21条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第25条まで及び第28条の規定の例により行うことができる。

都市計画課

長野県青年の家設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年7月9日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第37号

長野県青年の家設置条例の一部を改正する条例

長野県青年の家設置条例(昭和42年長野県条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県青年の家条例

第3条を削り、第2条を第3条とする。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の規定に基づき、青年の家の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第4条の見出しを「(管理等の委任)」に改め、同条中「必要な」を「、青年の家の管理及びこの条例の施行に関し必要な」に、「長野県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第17条とし、第3条の次に次の13条を加える。

(利用の許可)

第4条 青年の家を利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第5条 青年の家の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 指定管理者の指定は、青年の家の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。ただし、次に掲げる理由により公募することが適当でない青年の家として長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定めるものに係る指定管理者の指定に当たっては、公募しないものとする。

(1) 青年の家に近接する公の施設があり、当該公の施設の管理者を当該青年の家の指定管理者とすることにより、当該青年の家の効果的かつ効率的な管理及びその利用者の利便性の向上が図られることとなること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める理由

(公募)

第7条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

(1) 青年の家の名称及び位置並びにその概要

(2) 指定管理者の指定の期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項(指定の申請)

第8条 第6条の申請は、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書(職員、青年の家の管理の方法その他の青年の家の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。)その他教育委員会規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第9条 第6条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、青年の家の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。
(指定の告示)

第10条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 青年の家の利用の許可に関する業務
- (3) 青年の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第12条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青年の家の休館日について、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) 青年の家の利用時間について、午前9時から午後8時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) 青年の家の利用の停止及び許可の取消しについて、利用者がその利用に関し他人の迷惑になるような行動をした場合その他の教育委員会規則で定める場合に行うことができるものとする。
- (4) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (5) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青年の家の管理を適切に行うために必要な基準で教育委員会が定めるもの

(協定の締結)

第13条 教育委員会及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青年の家の管理に関し必要な事項

(利用料金の納付等)

第14条 青年の家を利用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について知事が定める額を基準とした額を減免することができる。

(1) 県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が青少年の健全な育成を図るため研修、体育、自然体験活動その他これらに類するものに利用するとき。

(2) 前号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

(利用料金の還付)

第16条 指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、知事が定める額を基準とした額を還付することができる。

- (1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。
- (2) 利用の申込みをした者が知事が定める日までにその申込みを取り消したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

附則の次に次の別表を加える。

(別表) (第14条関係)

1 宿泊施設

区 分		金 額
一 般	25歳以上の者	1人1泊について 900円
	25歳未満の者	1人1泊について 600円
小 ・ 中 学 生		1人1泊について 300円

2 キャンプ場

区 分		金 額
一 般	25歳以上の者	1人1泊について 300円
	25歳未満の者	1人1泊について 200円
小 ・ 中 学 生		1人1泊について 100円

3 研修室及び体育館

区 分	金 額		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後8時まで
研 修 室	1室について 300円	1室について 300円	1室について 300円
体 育 館	900円	900円	900円

(備考) 宿泊を伴わない利用について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の長野県青年の家条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第10条まで及び第13条の規定の例により行うことができる。